|  |
| --- |
| １.提案等に関する事項－（９）供用開始時期 |
| ○供用開始までの概略のスケジュールを記載すること。  （現地調査、設計、工事、供用開始準備期間等）  ただし、提案内容が建築基準法第３条第１項第３号の適用に係る手続きを要する場合については、１年間の手続き期間を見込むこと。 |